

## 公務員の「職員団体」制度 (2)

鵜養 幸雄

### “Employee Organization” or “Personnel Organization” in the Public Service System (2)

Yukio UKAI

Abstract

“Employee Organization” or “Personnel Organization” was introduced in the national public service system in 1948 and local public service system in 1950 respectively. Discussion to ratify the ILO Convention No.87 had led to the amendments of the provisions of National Public Service Law and Local Public Service Law. Arguments on the fundamental labor rights has been continuing and the conclusions are still to be seen, but the concept of “Employee Organization” or “Personnel Organization” is well rooted in the public service system.

#### 1. はじめに

前稿において、公務員制度の中で「職員団体」という仕組みが設けられた過程を確認した。

ともにいわゆるマッカーサー書簡及び政令 201 号の趣旨を踏まえ、国家公務員については、「フーヴァー草案」の復活の内容の側面もあり、昭和 23 (1948) 年改正で、服務規定への挿入の形で記述され、他方、地方公務員については、昭和 25 年の新法制定の中で新たな節として職員団体制度が設けられた。法律上の体系では異なっているが、これは、法制化の順序（原始国家公務員法、政令 201 号、フーヴァー草案の復活、国家公務員に関する人事院規則等の整備、新規の地方公務員法制定）に影響されたところが大きであったといえる。

日本語では同じ「職員団体」であるが、当時の英文官報の表記では、国家公務員法では“Employee Organization”、地方公務員法では“Personnel Organization”とされている。前者では、フーヴァー草案を踏まえた一般的な表現としての「職員の団体」に対応し、後者では、節のタイトルとしても「職員団体」が

記され、法制上の用語の整理として、一般職の公務員を意味する「職員」の語に当てられる“Personnel”を用いたものと考えられる。なお、国家公務員法の「組合その他の団体」が英文では“associations and other organizations”となっていることについて、順序が逆になっていると指摘しつつ、米国での用例等を参照して我が国での労働組合概念について議論を展開するものもあり（人事院（1968））、興味深いところであるが、筆者は、単に、フーヴァー草案の「復活」の中で、草案・基準第 5 の和訳の表現を踏襲して平仄を合わせる要素が大きかったものと考えている<sup>1) 2)</sup>。

国家公務員法では、服務の規定への「挿入」（人事院（1968）p.376）の形で第 98 条の改正として整理されたが、これに対応し、整備された人事院規則によって、職員団体制度の仕組みの基本が定められ、「ここに職員団体制度の成立をみた」（人事院（1968）同）とされる。もっとも、体系的には、服務に関する人事院規則 14 の系列として、

- ・人事院規則 14-0（交渉の手続）（昭和 24 年 1 月 8 日）
- ・人事院規則 14-1（職員団体に関する職員の行為）（同

年5月9日)  
 ・人事院規則 14-2 (職員団体の登録) (同年6月3日)  
 ・人事院規則 14-3 (職員団体の登録の変更) (同日)  
 が、また、「組合休暇」が勤務時間休暇等の系列の中に、  
 ・人事院規則 15-3 (職員団体の兼務にもつぱら従事する  
 ための職員の休暇) (同年5月9日)  
 が制定・公布され、これらは、地方公務員法に共通する  
 骨格であり、また、制度の基本部分は昭和40(1965)  
 年改正においても維持されたところである。

なお、地方公務員法では「書面協定」が認められる(第  
 59条第9項及び第10項)が、これについては、法案提  
 出時の説明では、

「地方公務員が結成加入いたします職員の団体につ  
 きましては、おおむね国家公務員法に定めるものと  
 同様とし、いわゆる団体協約の締結はこれを行  
 い得ないものとしておりますが、特に職員団体は  
 条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の  
 機関の定める規定に抵触しない限りにおいて、  
 当該地方公共団体の当局と書面による申合せを  
 結ぶことができることとしておるのであります。」

とされている(昭和25(1959)年11月22日岡野清  
 豪大臣)。文言上は異なるが、協約締結権の制限下、  
 国家公務員の制度とも趣旨は共通しているとされ  
 る(森園他(2015) p.1157)。

## 2. 国家公務員法の40年改正までの顛末 —国際問題という国内問題—

ILO87号条約批准の問題をめぐり、制度改正論が持  
 ち上がり、公務員法の改正に至ることになる。国際条  
 約の批准を契機とするが、わが国においては、時に、  
 国際的議論は国内問題として大きなものとなること  
 がみられるところである。

この問題が顕在化したのは、昭和32(1954)年の  
 ILO87号条約の批准促進の動きからである。

ILO87号条約は、第31回ILO総会で1948年7月4  
 日に採択され、正式名称は、“Freedom of Association  
 and Protection of the Right to Convention, 1948 (No.  
 87)” (和訳では、「結社の自由及び団結権の保護に関  
 する条約(第87号)」である。

なお、同条約では、労働者・使用者ともに「団結」す  
 ることを前提としていることから、労働者固有の「労働

組合”(“trade union”)ではなく、「労働者団体及び使用  
 者団体”(“Workers' and employers' organisation”)が  
 用いられている。ちなみに、正文の英語表記は英国流に  
 “organise”・“organisations”が用いられ、米国流の  
 “organize”・“organizations”とは異なっている。

全21か条のうち、我が国での批准に当たって特に重  
 要な条文は次のものである<sup>3)</sup>。

### 第2条

労働者及び使用者は、事前の許可を受けることなし  
 に、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約  
 に従うことのみを条件としてこれに加入する権利を  
 いかなる差別もなしに有する。

### Article 2

Workers and employers, without distinction  
 whatsoever, shall have the right to establish and,  
 subject only to the rules of the organisation  
 concerned, to join organisations of their own  
 choosing without previous authorisation.

### 第3条

- 1 労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を  
 作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動  
 について定め、並びにその計画を策定する権利を有す  
 る。
- 2 公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法  
 的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控え  
 なければならない。

### Article 3

1. Workers' and employers' organisations shall have the  
 right to draw up their constitutions and rules, to  
 elect their representatives in full freedom, to  
 organise their administration and activities and to  
 formulate their programmes.
2. The public authorities shall refrain from any  
 interference which would restrict this right or  
 impede the lawful exercise thereof.

### 第5条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設  
 立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これ  
 らの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及  
 び使用者団体に加入する権利を有する。

Article 5

Workers' and employers' organisations shall have the right to establish and join federations and confederations and any such organisation, federation or confederation shall have the right to affiliate with international organisations of workers and employers.

第10条

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

Article 10

In this Convention the term organisation means any organisation of workers or of employers for furthering and defending the interests of workers or of employers.

昭和32(1957)年から昭和40(1965)年の法改正、そして施行までの10年ほどの間の経緯については、亀山(1967)、森園他(2015)などに整理されているが、国内外の動きが絡み合いながら進められていった<sup>4)</sup>。

なお、法律と条約との関係については、一般に条約が優位すると解され、条約が批准されて国内的効力をもてば、それに矛盾抵触する国内用規定は条約に劣後することになるが、現実には、批准に際し(先だって)、法律、政令、規則のみならず、訓令、告示と等についても条約の文言と抵触しないように改正するのがわが国では通例である。

法改正に至る流れの概略は、次のとおりとなる。

- ・昭和32(1957)年6月総会に労働側委員が87号条約批准促進決議案提出(不採択)なお、政府側委員が批准に前向きな方向の発言。
- ・同年9月労働問題懇談会批准の可否の諮問を受ける。
- ・昭和33(1958)年11月ILO結社の自由委員会32次報告で公労法第4条3項の問題(役員資格)指摘、理事会で同報告承認。
- ・昭和34(1959)年2月労働問題懇談会答申、批准問題処理方針を閣議決定。
- ・昭和35(1960)年4月87号条約関係案件国会提出(廃案)。
- ・昭和36(1961)年3月87号条約関係案件国会提出(廃案)。

案)。

- ・昭和37(1962)年4月87号条約関係案件国会提出(廃案)。
- ・昭和38(1963)年3月87号条約関係案件国会提出(廃案)。
- ・昭和39(1964)年5月結社の自由に関する実情調査調査停委員会の日調査団(ドライバー委員会)設置。
- ・昭和40(1965)年1月10日ドライバー委員会来日、同月26離日。
- ・同月22日87号条約関係案件国会提出。
- ・同年5月17日改正法成立、同月18日公布、同月19日改正法一部施行(中央人事行政機関としての内閣総理大臣、総理府総務長官を国務大臣)。
- ・同年6月14日87号条約批准書をILO寄託。
- ・同年7月3日改正法の公務員制度審議会に関する部分施行。  
同年8月末ドライバー報告公表。
- ・昭和41(1966)年6月14日ILO87号条約批准発効、改正法の専従に関する部分を除く職員団体に関する規定施行。
- ・同年12月14日専従に関する部分施行。

### 3. 国家公務員法と地方公務員法の規定の足並みそろい

かくして昭和40(1965)年改正によって、国家公務員法、地方公務員法共に、「第9節」として、ほぼ共通する制度として整理された。

改正法案の提案趣旨説明(衆議院国際労働条約第87号等特別委員会昭和40(1965)年4月6日)では、「ILO87号条約批准に際して、団結権に関する規定の改正を行なうとともに、これに関連して所要の規定の整備を行ない、あわせて、国家公務員の人事管理に関する責任体制を確立するため、中央人事行政機構の改編整備を行なおうとするもの<sup>5)</sup>とし、「改正の主要な点」の「概要」について次のように述べている<sup>6)</sup>。

「まず、職員団体に関する一節を第九節として新たに設け、職員団体に関する事項で現在国家公務員法中服務事項として規定されているもの及び人事院規則で規定されているもの等をまとめてこの節に法定することといたしました。

第一に、職員団体の定義を設け、その目的及び性格を明確に規定し、

第二に、職員の団結権について規定いたしました。ここで従来と異なります点は、条約の趣旨にかんがみ、警察職員等団結を禁止される職員のうちから消防庁の職員を除くこと、及び管理もしくは監督の地位にある職員または機密の事務を取り扱う職員とこれらの職員以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととするほか、次に述べる登録制度との関係において、その身分について係争中の離職者等の職員団体加入及び職員でない者の職員団体の役員就任が否定されることのないように改めることであります。

第三に、職員団体の登録制度及び職員団体の交渉につきまして、その手続及び要件等必要な事項を法定することといたしました。新たに法定されることとなるものの内容は、現在人事院規則で定められております事項とおおむね同様でございます。

第四に、公務員は、本来その職務に専念すべき義務を有している基本的性格にかんがみ、職員団体の業務にもっぱら従事することができないものといたしました。所轄庁の長が相当と認めて許可を与えた場合においては、職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲で、登録された職員団体の役員としてその業務にもっぱら従事することができることといたしました。なお、この法律施行後二年間は、経過措置として従前の例により登録された職員団体の業務にもっぱら従事できることといたしております。」

国家公務員法、地方公務員法がともに改正されることにより、両者の職員団体制度はほぼ平行な仕組みとなった。この段階での規定を示せば次のことおとなる。

(国家公務員法の条文に【】で地方公務員法の対応する規定での別の表記等を記す。)

### 第9節 職員団体 【第9節 職員団体】

(職員団体)

第108条の2【第52条】 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第5項に規定する職員以外の

職員をいう。

- 3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することはできず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。
- 4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則【人事委員会規則又は公平委員会規則】で定める。
- 5 警察職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員【警察職員及び消防職員】は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(職員団体の登録)

第108条の3【第53条】 職員団体は、人事院規則【条例】で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び人事院規則【条例】で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事院【人事委員会又は公平委員会】に登録を申請することができる。

2 職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 目的及び業務
- 三 主なる事務所の所在地
- 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- 五 理事その他の役員に関する規定
- 六 次項【第3項】に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- 七 経費及び会計に関する規定
- 八 他の職員団体との連合に関する規定
- 九 規約の変更に関する規定
- 十 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定



め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、【当該職員団体が同一の地方公共団体に属する】前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5 人事院【人事委員会又は公平委員会】は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、人事院規則【条例】で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事院【人事委員会又は公平委員会】は、人事院規則【条例】で定めるところにより、60日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院【人事委員会又は公平委員会】は、職員団体の登録を

取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわなければならない。

7 登録された職員団体は、その規約又は第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則【条例】で定めるところにより、人事院【人事委員会又は公平委員会】にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第5項の規定を準用する。

8 登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則【条例】で定めるところにより、人事院【人事委員会又は公平委員会】にその旨を届け出なければならない。

9 第6項の規定による登録の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(法人たる職員団体)

第108条の4【第54条】 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治29年法律第89号）及び非訟事件手続法（明治31年法律第14号）中民法第34条に規定する法人に関する規定（民法第38条第2項、第56条、第67条及び第71条を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事院【人事委員会又は公平委員会】」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第46条第1項第4号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法第68条第1項第4号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第120条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

(交渉)

第108条の5【第55条】 【地方公共団体の】 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

2 職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

- 3 国【地方公共団体】の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- 4 職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる【地方公共団体の】当局とする。
- 5 交渉は、職員団体と【地方公共団体の】当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と【地方公共団体の】当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によって証明できる者でなければならない。
- 7 交渉は、前2項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国【地方公共団体】の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- 8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。  
【第9項・第10項は、次の通り、書面協定に関する規定
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。】
- 9【11】 職員は、職員団体に属していないという理由で、第1項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

- 第108条の6【第55条の2】 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める

場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

- 3 第1項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（公共企業体等労働関係法（昭和23年法律第257号）第2条第2項第2号の職員として同法第7条第1項ただし書の規定【（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書（同法附則第4項において準用する場合を含む。）の規定】により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。
- 4 第1項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
- 5 第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする【休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。】。
- 6 職員は、人事院規則【条例】で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱いの禁止)【不利益取扱の禁止】

第108条の7【第56条】

職員は、職員団体の構成員であること、これ【職員団体】を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における【のために】正当な行為をしたことのために「故をもつて」不利益な取扱いを受けない【取扱を受けることはない】。

これらの法律の規定（の委任）を受け、人事院規則、条例等が整備されるに至った。人事院規則では、職員団体についてあらたな系列（17）を設け、昭和40（1965）年7月9日、

- ・人事院規則 17-0（管理職員等の範囲）
- ・人事院規則 17-1（職員団体の登録）
- ・人事院規則 17-2（職員団体のための職員の行為）

が施行された。

その後、第52条第3項のただし書は、「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）】

また、法人格法についての整理の結果、国家公務員法第108条の4及び地方公務員法第54条は平成18(2006)年改正で削除され、第108条の5の2が人事院の権限を見直す平成26(2014)年改正で追加され、また、行政不服審査法改正等に伴う規定ぶりの改正等が行われてきている。

#### 4. おわりに

##### —「未完の基本権問題」の中での定着—

以上、国家・地方公務員制度の中で、「職員団体」という仕組みがそれぞれの公務員法の中で設けられ、「ILO87号条約批准問題」という政治的課題解決の過程で、いわば、これを契機として法体系上も内容も共通した制度として整理された過程を確認した。

その後、特に平成期の「公務員制度改革」での争点となった「基本権問題」では、協約締結権、争議権についての議論も引き続き行われている。国家公務員制度改革基本法(平成20年)第12条では、「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。」と規定され、検討、議論も進められている<sup>7)</sup>。

これらの中においてもなお、団結権に係る仕組みとして公務員制度の中で「職員団体」という特有の仕組み(「労働組合」とは異なるもの)は、十分に根付いてきているといえよう。

#### 【注】

- 1) 人事院(1968) pp.395-398の大塚基弘の回想文(「職員団体の登録」など)での指摘。
- 2) 前稿でも言及したが、地方公務員法において、「職員団体」が独立の節とされたことについて、浅井(1970)が、制度の体系からも望ましいこと(国家公務員法で服務の中に位置づけられることは不適切である)などの積極的評価がなされる(pp.246-248)一方、中山(1967)による「登録制度」に内在する職員団体制度の「基本的欠陥」の指摘もなされている(pp.71-78)ところである。
- 3) 亀山(1967)、森園他(2015)。
- 4) 本文で掲げたもの他に、次の条文にも留意する必要がある。

#### 第4条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によって解散させられ又はその活動を停止させられてはならない。

#### Article 4

Workers' and employers' organisations shall not be liable to be dissolved or suspended by administrative authority.

#### 第5条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

#### Article 5

Workers' and employers' organisations shall have the right to establish and join federations and confederations and any such organisation, federation or confederation shall have the right to affiliate with international organisations of workers and employers.

#### 第6条

この条約第2条、第3条及び第四条の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び総連合に適用する。

#### Article 6

The provisions of Articles 2, 3 and 4 hereof apply to federations and confederations of workers' and employers' organisations.

#### 第7条

労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び総連合による法人格の取得については、この条約第2条、第3条及び第4条の規定の適用を制限するような性質の条件を付してはならない。

#### Article 7

The acquisition of legal personality by workers' and employers' organisations, federations and confederations shall not be made subject to conditions of such a character as to restrict the application of the provisions

of Articles 2, 3 and 4 hereof.

第 8 条

- 1 この条約に規定する権利を行使するに当たっては、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、他の個人又は組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。
- 2 国内法令は、この条約に規定する保障を阻害するようなものであってはならず、また、これを阻害するように適用してはならない。

Article 8

1. In exercising the rights provided for in this Convention workers and employers and their respective organisations, like other persons or organised collectivities, shall respect the law of the land.
2. The law of the land shall not be such as to impair, nor shall it be so applied as to impair, the guarantees provided for in this Convention.

第 9 条

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第 19 条 8 に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

Article 9

1. The extent to which the guarantees provided for in this Convention shall apply to the armed forces and the police shall be determined by national laws or regulations.
2. In accordance with the principle set forth in paragraph 8 of Article 19 of the Constitution of the International Labour Organisation the ratification of this Convention by any Member shall not be deemed to affect any existing law, award, custom or agreement in virtue of which members of the armed forces or the police enjoy any right guaranteed by this Convention.

第 11 条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

Article 11

Each Member of the International Labour Organisation for which this Convention is in force undertakes to take all necessary and appropriate measures to ensure that workers and employers may exercise freely the right to organise.

- 4) 亀山 (1967) pp.17-32、森園他 (2015) pp.16-18, pp.1.100-1.109.

- 5) 国家公務員法改正に当たっての趣旨説明 (衆議院・国際労働条約第 87 号等特別委員会 昭 40 (1950) 年 4 月 6 日増原国務大臣) では、次のように述べられている。

「この改正案は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約 (第八十七号) を批准することとするに際しまして、国家公務員の団結権に関する規定を改正いたしますとともに、これに関連して所要の規定の整備を行ない、あわせて、国家公務員の人事管理に関する責任体制を確立するため、中央人事行政機構の改編整備を行なおうとするものであります。

現行の国家公務員法のもとにおきましては、職員団体の役員は、すべて職員の中から選任すべきものとされ、職員でない者が職員団体の代表者となることが認められず、また、消防庁の職員は警察職員等と同様その団結が禁止されているのでありますが、これらの点は、職員の自由な団結及びその代表者の自由選出等条約の保障をしようとする団結権の原則に沿わないものと認められますので、この際、条約の趣旨に適合するように現行制度を改正するとともに、これに関連して職員団体に関する所要の規定を整備することといたしました。また、今後における当局と職員団体との間に正常な労働関係を維持確立するためには、職員団体について期待される自主性、責任性の確立と対応して、当局側についてもその人事管理に関する責任体制を整備する必要があるのにかんがみ、この際、従来から責任関係に明確な欠けのありました中央人事行政機構を改編整備することといたしました次第であります。

- 6) 国家公務員法の改正概要は、人事院 (1968) pp.381-382 では、次の 9 点に整理している。
  1. 職員団体の定義を明らかにし、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうものとしたこと
  2. 管理又は監督の地位にある職員及び機密の事取り扱う職員 (管理職員等) は、その他の職員と同一の職員団体を組織することができないものとしたこと
  3. 消防庁の職員にも職員団体の結成を認めたこと
  4. 登録制度の大綱を法律で規定したほか、登録の要件について改正したこと
  5. 職員以外の者も役員に就任できることとしたこと
  6. 登録職員団体の適法な交渉申入れには、当局はこれに必ずべき地位に立つことを明らかにしたこと
  7. 管理運営事項は交渉の対象とならないことを明文化したこと
  8. 交渉手続を明確化したこと
  9. 在籍専従の期間を 3 年に限定し、かつ休職者扱いとしたこと

なお、亀山 (1967) では、11 点となっている。上記 4 を 3 項目に分け、

- ・規約の改正、役員選挙その他これらに重なる重要な行為の決定について、全員 (役員については、投票者) の「過



半数」の賛成を要するとしたこと

- ・職員団体の登録要件として、免職後1年以内の者、裁判又は不服申立係争中の者及び当該団体の役員も構成員に含めうるとしたこと

として整理している。

- 7) 「自律的労使関係」をめぐる、政権交代もはさみ、様々な議論・検討が加えられ、また、法案策定（結果として廃案）もされており、また、国家公務員法の一部を改正する法律などの際に、付帯決議として「自律的労使関係」への言及が行われている。

#### 【参考文献】

- 浅井清（1970）『新版 国家公務員法精義』学陽書房
- 今井一男（1983）『実録 占領下の官公労争議と給与』財務出版
- 今枝信雄（1967）『逐条 地方公務員法〈第3次改訂〉』学陽書房
- 鶴飼信成（1980）『公務員法〔新版〕』有斐閣
- 尾崎朝夷（刊行世話人代表）（1975）『公務員制度いまと昔 佐藤達夫論稿集』第一法規出版
- 亀山悠（1967）『新職員団体制度の解説』帝国地方行政学会
- （1970）『職員団体制度詳解』帝国地方行政学会
- 人事院編集発行（1968）『人事行政二十年の歩み』
- 人事院（1969）『国家公務員沿革史』
- 鈴木俊一（1951）『地方公務員法』学陽書房
- 角田禮次郎（1955）『地方公務員法精義』学陽書房
- 中山和久（1967）『公務員法入門』労働旬報社
- 橋本勇（2016）『逐条 地方公務員法〈第4次改訂版〉』学陽書房
- 別冊法学セミナー・新基本法コンメンタール（2016）『地方公務員法』日本評論社
- 森園幸男・吉田耕三・尾西雅博（2015）『逐条 国家公務員法全訂版』学陽書房
- 渡辺賢（2006）『公務員労働基本権の再構築』北海道大学出版会